

家畜人工授精に関する講習会の開催について（公告）

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

令和7年6月20日

新潟県知事 花 角 英 世

1 期間

令和7年8月18日（月）から9月10日（水）まで

2 場所

新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校

3 対象となる家畜の種類

牛

4 受講手続

新潟県家畜人工授精師養成講習会規程（昭和28年新潟県告示第1155号）第6条の規定による受講願に履歴書を添え、7月22日（火）まで（必着）に所轄の家畜保健衛生所へ提出すること。

5 受講募集人数

15人程度（受講希望者が募集人員を超過した場合は選考により受講者を決定する。）

6 受講資格

家畜人工授精師の免許を受けようとする者で、家畜改良増殖法第17条の規定に該当しない者

7 受講経費

テキスト等教材費35,000円程度

8 問合せ先

新潟県農林水産部畜産課	025-280-5308
新潟県中央家畜保健衛生所	0256-88-3141
新潟県中央家畜保健衛生所佐渡支所	0259-63-2676
新潟県下越家畜保健衛生所	0254-22-3067
新潟県中越家畜保健衛生所	025-794-2121
新潟県上越家畜保健衛生所	025-526-9441